

<p>新 条 文</p>	<p>別表第二(第二十条関係) 略</p> <p>備考</p> <p>一～四 略</p> <p>五 被措置者等が三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児で小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合において、当該被措置者等が、障害児で三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過するまでの間にあるものであるときも、同様とする。</p> <p>六 略</p>
<p>旧 条 文</p>	<p>別表第二(第二十条関係) 略</p> <p>備考</p> <p>一～四 略</p> <p>五 略</p>

